

「つるみヒューマンシアター」映画上映業務委託 仕様書

本仕様書は、大阪市鶴見区役所（以下、「発注者」という。）が受注者に委託する「つるみヒューマンシアター」映画上映業務委託について、業務内容等を示すものであり、受注者はこれに基づき業務を遂行するものとする。

1 委託事業名称

「つるみヒューマンシアター」映画上映業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和7年11月4日（火）まで

3 映画上映会開催日時及び会場等

開催日時：令和7年10月25日（土）

13時開場、13時45分開演、16時終了予定

開演時間等については、現在の予定であり多少変更する場合がある。

開催会場： つるみ日建ホール（鶴見区民センター大ホール）

大阪市鶴見区横堤5-3-15

定員 800名（会場規模 876 m²）

本上映会の定員は500名程度とする予定である。

※実施会場は、発注者において予約済みであり、受注者の経費負担の必要はない。

4 許認可等

受注者は、令和7・8・9年度 大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目04-01-01（映画・ビデオ等）で登録されていなければならない。

5 業務内容

（1）上映映画

作品名：「あまろっく」

制作年：2024年

制作：「あまろっく」製作委員会

上映時間：119分

※聴覚障がい者のための日本語字幕を必須とする。

※上映にあたって使用する映画ソフト等は、著作権の権利者が許諾した適正なものを使用すること。なお、上映コンテンツの用意・使用等に要する経費は本契約に全て含むものとする。

(2) 上映にかかる機材等の設置及び技術者の派遣

上映機材及び音響機材等については、受注者の責任において設置及び上映機材の操作を行い、その経費も負担すること。

舞台・照明・音響管理業務については、区が別途契約締結した舞台技術者が実施する。

開催会場にて、ホール備え付けの音響機器や作業灯を除く照明、スクリーン等を使用する場合に必要となるホール技術者派遣料については受注者において負担すること。

実施にあたっては、発注者、施設付属設備の操作を行うホール技術者を含めた事前打合せを行うので、これに参加すること。

(3) その他

- (ア) 発注者が作成する広報物（周知用ポスター・チラシ、区広報誌、区ホームページ等）に使用可能な画像を令和7年7月25日までにJPEG形式により提供すること。
- (イ) 準備・機材の設置及び上映準備作業は、開催日（令和7年10月25日）の10時から12時の間に行うこと。
- (ウ) 撤収は、上映終了後17時までに行うこと。
- (エ) 業務の実施に際しては、発注者及び実施会場担当者等と綿密な打ち合わせを行うこと。

6 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。
- (3) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。

7 業務責任者

- (1) 業務責任者は次の業務を行うこと。
 - (ア) 業務内容を熟知のうえ業務従事者を指揮・監督し、迅速かつ円滑な業務の遂行を図ること。
 - (イ) 委託業務に関連する事項について発注者の担当者と協議し、その指示に従い、発注者の担当者との連絡調整を図ること。
- (2) 発注者は、業務委託の履行に関する発注者としての指示を、受注者の選任した業務責任者に対して行うこととする。

8 業務従事者

- (1) 原則として、委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。

- (2) 委託業務履行にあたっては、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護に努めること。

9 業務報告等

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 発注者は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

10 経費及び損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

11 関係法令等の順守

受注者は、本業務が大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

12 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議の上決定する。

13 担 当

鶴見区役所 市民協働課（教育担当） 担当者：斎藤（安）、斎藤（翔）、宮田
〒538-8510 大阪市鶴見区横堤 5-4-19
TEL. 06-6915-9743 FAX. 06-6913-6235

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないときは条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること